

# 静岡県放射線技師会

## 東部地区会内規

### 第1章 総 則

#### 第1条（名称）

本会は静岡県放射線技師会東部地区会（以下東部地区会）と称す。

#### 第2条（事務所および事務局）

本会の事務所を富士宮市立病院（静岡県富士宮市錦町3番1号）に置く。会長と副会長、事務担当幹事をもって事務局と称す。

#### 第3条（目的）

本会は、医学放射線技術学の研鑽・研磨と、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

#### 第4条（事業）

本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 会員の教育および啓蒙に関する事業
- 2) 会員の親睦および福利厚生に関する事業
- 3) 本会と同様の目的を持った団体との連携、協力に関する事業
- 4) その他。目的達成に関する事業

### 第2章 会 員

#### 第5条（会員）

本会の会員は、静岡県東部に在住または勤務する、診療放射線技師および診療エックス線技師とする。

#### 第6条（賛助会員）

第5条に当てはまらない者であっても、本会の目的に賛同する個人または団体は賛助会員として入会できる。

## 第3章 役員

### 第7条(役員)

本会に次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 地区幹事 第29条の各地区毎に若干名
- 3) 事務担当幹事 2名(会計担当幹事1名・庶務担当幹事 1名)
- 4) 会計監査 2名
- 5) 会長が必要と認めた場合、総会の承認の上で副会長1名を置くことができる。

### 第8条(会長および副会長)

会長は本会を代表し、本会の運営等一切の責任をおう。副会長は、幹事会の協議に参加して会長を補佐し、会長が欠けた場合はその職務を行う。

### 第9条(地区幹事)

地区幹事は、幹事会の協議に参加して会長を補佐し、且つ、所轄会員との連携を図る。

### 第10条(事務担当幹事)

会計担当幹事は本会の会計出納の任に当たり、庶務担当幹事は本会の事務処理などの任に当たる。また、両者は幹事会の協賛に参加すると共に会長を補佐する。

### 第11条(会計監査)

会計監査は地区会の運営に直接関わらない会員とし、本会の会計を監査し総会に報告する。

### 第12条(幹事の兼任)

会計および庶務担当幹事を、地区幹事が兼任することが出来る。

### 第13条(役員の任期)

- 1) 役員の任期は二年とし、当該年の4月1日から翌々年の3月31日までとする。なお、欠員の補充で就任する場合の任期は、前任者の残存期間とする。
- 2) 役員の再任は妨げない。

## 第4章 役員を選出

### 第14条(会長の選出)

会長は総会において選出する。

### 第15条(地区幹事の選出)

地区幹事は、当該地区会員で互選した者を総会において決定する。

#### 第16条（副会長、事務担当幹事、会計監査の選出）

副会長・事務担当幹事と会計監査は会長の指名とし、本人の承諾を得たうえで総会において決定する。

## 第5章 決議および運営

#### 第17条（総会）

総会は通常総会と臨時総会の2種とする。通常総会は毎年3月に開催し、臨時総会は幹事会が必要と認めた場合に開催する。

#### 第18条（総会の成立）

総会は会員の過半数の出席をもって成立する。但し、委任状の提出された会員は出席数に数える。

#### 第19条（総会の議決）

総会の議決は、出席会員の2/3を必要とする。

#### 第20条（総会の議決事項）

次の各項は総会の議決を必要とする。

- 1) 本内規の改廃
- 2) 決算・予算ならびに事業計画
- 3) 会長ならびに他の役員の選出、承認
- 4) その他、幹事会で必要と認められた事項

#### 第21条（幹事会）

- 1) 幹事会は第4条の具体的運営を中心に、会全体の運営を司る。
- 2) 幹事会の構成員は、会長・地区幹事・事務担当幹事とする。但し、幹事会の要請により、これ以外の会員も参加・助言することができる。

#### 第22条（幹事会の議決事項）

次の各項は幹事会の議決を必要とする。

- 1) 第1章、第4条（事業）に関する事
- 2) 総会への付議事項
- 3) 臨時総会の開催
- 4) 臨時会費の徴収
- 5) その他、運営に必要な事項

## 第6章 会計

#### 第23条（本会の会計）

本会の運営費は、会費・寄付金・同一目的を持った団体からの事業協力金などを充当する。

## 第24条（会費）

本会の会費は、4月1日現在で会員または賛助会員である者、或いは当該年度に新入会した者は年間1,000円とし、納入期限は9月末日とする。但し、諸事情により幹事会の決定のもとに、臨時会費を徴収することができる。

## 第25条（会費等の不返還）

概に納入した会費等は返還しない。

## 第26条（会務出張等の支払い）

- 1) 幹事会で認められた、旅費・宿泊費・食事などの実費及び、会務で要した費用は支給される。
- 2) 幹事会で認められた旅費・日当・宿泊費・食事代とは、幹事会への出席や会の代表として出張や行事参加する場合などに伴うものを言う。  
但し、具体的な金額等は時代背景により変化するので別に定める。

## 第27条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとし、1年毎に決算を行う。

# 付 則

## 第28条（慶弔）

- 1) 会員本人および賛助会員本人（個人加入）が結婚または死亡した場合は5,000円を送る。
- 2) 会員本人および会員の配偶者、父母、子が死亡した場合は弔電を送る。ただし、東部地区幹事会事務局（会長の施設）に連絡があったものとする。

## 第29条（東部及び地区幹事の所轄）

地区幹事の所轄は以下の7地区とし、これら全てをもって東部とする。

- 1) 富士地区：富士郡・富士市・富士宮市
- 2) 沼津地区：沼津市・清水町
- 3) 三島地区：三島市・長泉町
- 4) 北駿地区：御殿場市・裾野市・小山町
- 5) 中伊豆地区：伊豆市・伊豆の国市・函南町
- 6) 東伊豆地区：熱海市・伊東市
- 7) 南伊豆地区：下田市・賀茂郡

## 第30条（効力）

この内規は昭和37年8月26日をもって実施する。

- ・ 昭和47年2月10日 改定
- ・ 昭和55年4月19日 改定
- ・ 平成11年3月13日 改定
- ・ 平成12年4月22日 改定
- ・ 平成20年3月22日 改定
- ・ 平成23年3月19日 改定
- ・ 平成24年3月17日 改定